

社会福祉法人ソフィア会役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ソフィア会(以下「この法人」という。)役員及び評議員の報酬及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において役員とは、法人の理事、評議員及び監事、外部委員をいう。

1 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

(報酬の額等)

第3条 役員等が評議員会、理事会、評議員選任・解任委員に出席した場合には、別表1により1人1回につき2000円を報酬として支給する。

(理事及び評議員、外部委員の報酬)

第4条 この法人は役員の仕事執行の対価として報酬総額を年間3万円以内で、報酬を支給することができる。

2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等(報酬及び費用)を支給することができる。

3 理事が、理事会及び評議員会以外の日において、法人業務の運営のために業務をした場合は、報酬及び旅費を支払うことができる。

4 報酬の月における最高の額は200,000円までとする。

(監事の報酬)

第5条 幹事が法人及び事業の運営状況を指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び旅費を支払うことができる。

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

2 役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める旅費等支給要領に準じて支給することができる。

○自家用車を利用した場合は、自宅より目的地までの最短往復距離に対し、ガソリン代を支給する。

ガソリン代 1キロメートル当たり 20円

○片道100キロメートル以上で宿泊を要する出張を行った場合は、交通費の実費及び宿泊費を支給する。

宿泊費 泊 9,000円

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会・評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

別表1 (第3条関係 第5条関係)

事由	報酬
理事会出席	2,000円
評議員会出席	2,000円
評議員選任・解任委員会出席	2,000円
監査業務	2,000円

附則

この規程は、改正社会福祉法(平成29年4月施行)に係る定款承認後施行する。